

被保険者証の廃止後、 「マイナ保険証」を保有していない方には 「資格確認書」が交付されます

※マイナ保険証とは、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカードです。

令和6年 12 月2日から、被保険者証の新規発行を廃止し、マイナ保険証に一本化されます。

ただし、廃止の時点で発行済みの被保険者証は、経過措置により有効期限まで使用できます。

被保険者証廃止後（有効期限経過後）の予定について

1. マイナ保険証を保有していない方

- マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が申請なしで交付されます。※被保険者証の有効期限までに交付されます。
- 「資格確認書」は、現在の被保険者証と同じサイズの様式です。
- 「資格確認書」を医療機関等に提示することで、被保険者証と変わらず保険診療を受けることができます。
- 「資格確認書」は毎年 8 月 1 日に更新します。※有効期限は毎年 7 月 31 日当面の間、被保険者証と同様、申請なしで交付されます。

2. マイナ保険証を保有している方

- マイナ保険証を保有している方には、「資格情報のお知らせ」が交付されます。※被保険者証の有効期限までに交付されます。
- 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証に対応していない医療機関を受診する際に、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けるための書類です。

※「資格情報のお知らせ」のみで、医療機関等を受診することはできません。

- 「資格情報のお知らせ」は、A4用紙サイズです。

◆マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証の利用ができないなどの理由により「資格確認書」の交付を希望する場合

- 市へ申請することで、「資格確認書」が交付されます。
- 「資格確認書」は、毎年 8 月 1 日に原則申請により更新しますが、マイナ保険証の利用が困難な方は、申請なしの更新を希望できます。

《参考：申請なしで「資格確認書」が交付される方》

- ①マイナンバーカードを取得していない方
- ②マイナンバーカードを取得しているが、被保険者証の利用登録をしていない方
- ③マイナンバーカードの被保険者証利用登録を解除した方

※利用登録の解除申請は、令和6年11月1日から、市（保険者）が受け付けます。

利用登録の解除申請の際に、「資格確認書」を交付します。

- ④マイナンバーカードの電子証明書の更新（5年ごと）をしていない方
- ⑤マイナンバーカードを返納した方

※マイナ保険証を保有しているが、申請により「資格確認書」が交付された方で、その申請時に「申請なしの更新を希望」された方も、更新時には申請なしで交付されます。

※後期高齢者医療制度の加入者は、令和7年7月末までは、マイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで「資格確認書」が交付されます。

3. 「資格確認書」の交付申請手続きについて

「資格確認書」の交付申請手続きは、令和6年11月1日から開始しますが、交付は令和6年12月2日からとなります。

令和6年12月2日以降は、次のようなケースで申請手続きが必要となります。

- ・被保険者証を紛失した方
- ・氏名変更や住所変更など、被保険者証の記載内容が変更となった方
- ・国保の新規加入者で、マイナ保険証を保有しているが「資格確認書」の交付を希望される方
- ・国保で令和6年12月2日以降に70歳を迎えられる方（被保険者証の有効期限が令和7年7月31日よりも短くなっています。）で、マイナ保険証を保有しているが「資格確認書」の交付を希望される方

など

【手続きに必要な書類】

- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※本人が申請手続きできない場合は、次のとおり手続きできます。

詳しくは、市にお問い合わせください。

- ①委任状により、代理人が申請
- ②成年後見人による申請
- ③郵送による申請（原則、住民票の住所地宛に郵送交付となります）

【お問い合わせ先】

国民健康保険	庄原市 生活福祉部 保健医療課 国保年金係 TEL 0824-73-1158
後期高齢者医療制度	庄原市 生活福祉部 保健医療課 医療予防係 TEL 0824-73-1155